

エイトライナー促進協議会の活動について

エイトライナー促進協議会第25回総会が下記のとおり、開催されましたので報告いたします。

- 1 日 時 平成30年7月25日（水）午後2時50分～4時10分
- 2 会 場 セシオン杉並（杉並区梅里1-22-32）
第8・9・10集会室
- 3 出席者 関係6区：区長・副区長・区議会正副議長
区議会所管委員会正副委員長
※6区：北区、板橋区、練馬区、杉並区、世田谷区、大田区
- 4 主な内容 (1) 議案
第1号 「エイトライナー促進協議会」設置要綱の改正
第2号 平成29年度 活動実績報告
第3号 平成29年度 歳入・歳出決算報告
第4号 平成30年度 事業計画
第5号 平成30年度 歳入・歳出予算
(2) 活動報告
「実態把握調査結果および中量軌道システム等の整理について」
(3) 講演会
演題：「都市公共交通システムの計画のあり方」
講師：横浜国立大学 理事・副学長
横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授
中村 文彦 氏
- 5 添付資料 エイトライナー促進協議会 第25回総会議案・・・資料1
活動報告資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

エイトライナー促進協議会
第 25 回 総会 議案

平成 30 年 7 月 25 日 (水)
セッション杉並

資料一覧

	ページ
1. エイトライナー促進協議会第25回総会 次第	1
2. 議 事	
議案第1号 「エイトライナー促進協議会」設置要綱の改正	2～8
議案第2号 平成29年度 活動実績報告	9
議案第3号 平成29年度 歳入・歳出決算報告	10～11
議案第4号 平成30年度 事業計画	12
議案第5号 平成30年度 歳入・歳出予算	13

エイトライナー促進協議会 第 25 回 総 会 次 第

進行：杉並区都市整備部長

1. 開 会

2. 挨 拶

エイトライナー促進協議会会長 世田谷区長 保 坂 展 人

開 催 区 区 長 杉並区長 田 中 良

3. 役員紹介

4. 議 事

(1) 議案第 1 号 「エイトライナー促進協議会」設置要綱の改正

(2) 議案第 2 号 平成 29 年度 活動実績報告

(3) 議案第 3 号 平成 29 年度 歳入・歳出決算報告

(4) 議案第 4 号 平成 30 年度 事業計画

(5) 議案第 5 号 平成 30 年度 歳入・歳出予算

5. 活動報告

「実態把握調査結果および中量軌道システム等の整理について」

杉並区都市整備部交通施策担当課長

6. 講 演 会

演題：「都市公共交通システムの計画のあり方」

講師：横浜国立大学 理事・副学長

横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授

中村 文彦 氏

7. 閉 会

【議案第 1 号】


「エイトライナー促進協議会」設置要綱の改正

エイトライナー構想は、平成 12 年の運輸政策審議会答申第 18 号（以下、「18 号答申」という。）において、メトロセブンとともに「区部周辺部環状公共交通」（以下、「区部環」という。）として、「今後整備について検討すべき路線」（B 路線）に位置付けられた。

促進協議会では、新たな答申においても位置づけが得られるように、これまでも課題とされてきた事業費の削減や輸送需要等を踏まえた優先着工区間などについての検討を進め、交通政策審議会答申第 198 号（平成 28 年 4 月）（以下、「198 号答申」という。）では、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の一つとして位置付けられた。

区部環の整備の意義は認められたものの、事業性に課題があるため、今後はより具体的な事業内容の精査をしていく必要がある。そこで、詳細事項の課題解決について迅速に協議会として承認を得られるようにするために、幹事会を随時開催し、重要な一定の方向性が得られた段階で理事会・総会に諮るように、一部要綱の改正を行う。

今後の調査実施計画

年次	平成 29 年度	30	31～
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ●通勤、通学流動の把握（国勢調査データ） ●公共交通サービス実態（バス・鉄道） ●中量軌道等導入候補システムの諸元の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通流動の実態把握（パーソントリップデータ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●需要特性の精査 ●交通システムのあり方（再検証） ●事業計画の精査 ●段階整備案の整理（再検証） ●需要予測、収支採算性 など <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">  導入システムの再検証 取り組み方針の再整理 </div>
幹事会	随時開催	随時開催	随時開催
理事会 総会	開催	開催	適宜開催

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">「エイトライナー促進協議会」設置要綱</p> <p>（総則）</p> <p>第1条 環状8号線沿線の大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区及び北区（以下「6区」という。）を結ぶ環状方向の新しい公共交通（以下「エイトライナー」という。）を整備し、交通の利便性を確保することにより住民福祉の向上を図ることを目的として、「エイトライナー促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>（1）国、東京都及び関係機関への請願及び陳情</p> <p>（2）エイトライナーの整備促進のために必要な事業</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、総会と理事会で構成し、<u>協議会の事務を運営する幹事会を置く。</u></p> <p>（総会等）</p> <p>第4条 総会は、6区の区長、副区長、区議会正副議長及び当該委員会正副委員長をもって構成する。</p> <p>2 <u>総会は、次の事項を議決する。</u></p> <p>（1）事業計画</p> <p>（2）収支予算決算</p> <p>（3）要綱の改正</p> <p>（4）その他、重要な事項</p> <p>3 会長が必要と認めた場合は、理事会から付議されていない事項を議決することができる。</p> <p>4 <u>会長が必要と認めた場合は、第2項に規定する総会の議決事項を、第5条に定める理事会における議決事項とし、理事会の議決をもつ</u></p>	<p style="text-align: center;">「エイトライナー促進協議会」設置要綱</p> <p>（総則）</p> <p>第1条 環状8号線沿線の大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区及び北区（以下「6区」という。）を結ぶ環状方向の新しい公共交通（以下「エイトライナー」という。）を整備し、交通の利便性を確保することにより住民福祉の向上を図ることを目的として、「エイトライナー促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>（1）国、東京都及び関係機関への請願及び陳情</p> <p>（2）エイトライナーの整備促進のために必要な事業</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、総会と理事会で構成する。</p> <p>（総会）</p> <p>第4条 総会は、6区の区長、副区長、区議会正副議長及び当該委員会正副委員長をもって構成する。</p> <p>2 <u>総会は、年1回以上開催し、次の事項を議決する。</u></p> <p>（1）事業計画</p> <p>（2）収支予算決算</p> <p>（3）要綱の改正</p> <p>（4）その他、重要な事項</p> <p>3 会長が必要と認めた場合は、理事会から付議されていない事項を議決することができる。</p>

て総会の議決とみなすことができる。

(理事会等)

第5条 理事会は、6区の区長及び区議会議長をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決を要する事項で早急な施行が必要であり、会長において総会を招集するいとまがないと認めた事項

(3) その他、会長が必要と認めた事項

3 会長が必要と認めた場合は、前項に規定する理事会の議決事項を、第14条に定める幹事会における議決事項とし、幹事会の議決をもって理事会の議決とみなすことができる。

4 会長が必要と認めた場合は、第6条第1項の規定に関わらず、理事会は書面による決議ができるものとする。

(会議)

第6条 総会及び理事会（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員)

第7条 協議会に役員として理事12名を置き、次の者を選任する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 会計監事 2名

(会長)

第8条 会長は、理事の互選とする。

2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

(理事会)

第5条 理事会は、6区の区長及び区議会議長をもって構成する。

2 理事会は、随時開催し、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決を要する事項で早急な施行が必要であり、会長において総会を招集するいとまがないと認めた事項

(3) その他、会長が必要と認めた事項

(会議)

第6条 総会及び理事会（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員)

第7条 協議会に役員として理事12名を置き、次の者を選任する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 会計監事 2名

(会長)

第8条 会長は、理事の互選とする。

2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

第9条 副会長は、理事の互選とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長が会長の職務を代理する。

(会計監事)

第10条 会計監事は、理事の互選とする。

2 会計監事は、協議会の経理を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは速やかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。ただし、前任者が理事でなくなった場合はこの限りではない。

(顧問)

第12条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱する。

(職員)

第13条 協議会に次の各区の職員を置き、会長が委嘱する。

(1) 常任幹事は、部長級の職員を充てる。

(2) 幹事は、課長級の職員を充てる。

(3) 書記は、担当者を充てる。

2 常任幹事及び幹事は、会長及び理事の指示により事務を執行する。

3 書記は、幹事の指示により事務に従事する。

(幹事会)

第14条 協議会に前条第1項第1号の常任幹事および第2号の幹事をもって構成する幹事会を置く。

2 幹事会は、第5条第2項に規定する、理事会で議決すべき事項について提案することができる。

3 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。

第9条 副会長は、理事の互選とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長が会長の職務を代理する。

(会計監事)

第10条 会計監事は、理事の互選とする。

2 会計監事は、協議会の経理を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは速やかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。ただし、前任者が理事でなくなった場合はこの限りではない。

(顧問)

第12条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱する。

(職員)

第13条 協議会に次の職員を置き、会長が委嘱する。

(1) 常任幹事 若干名

(2) 幹 事 若干名

(3) 書 記 若干名

2 常任幹事及び幹事は、会長及び理事の指示により事務を執行する。

3 書記は、幹事の指示により事務に従事する。

4 幹事会の議長は、第8条第1項の規定する会長の属する区の常任幹事を充てる。

5 幹事会は、第5条第3項の規定による議決をするときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

6 幹事会は、前項の規定により議決をしたときは、速やかに会長に報告するものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、6区の分担金及びその他の収入をもって充てる。

2 分担金の額及び納入の期限は、理事会において決定する。

3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(雑則)

第16条 協議会の事務局は、会長の属する区役所内に置く。

第17条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附則

この要綱は、平成6年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

(会計)

第14条 協議会の経費は、6区の分担金及びその他の収入をもって充てる。

2 分担金の額及び納入の期限は、理事会において決定する。

3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(雑則)

第15条 協議会の事務局は、会長の属する区役所内に置く。

第16条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附則

この要綱は、平成6年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月26日から施行する。

エイトライナー促進協議会会員名簿

(平成30年7月25日現在)

<p>[会長] 世田谷区長 保坂展人</p> <p>[副会長] 大田区長 松原忠義 杉並区議会議長 大熊昌巳 練馬区議会議長 福沢剛</p> <p>[会計監事] 板橋区長 坂本健 北区議会議長 榎本はじめ</p> <p>[理事] 大田区議会議長 岸田哲治 世田谷区議会議長 三井みほこ 杉並区長 田中良 練馬区長 前川燿男 板橋区議会議長 大野はるひこ 北区長 花川與惣太</p>	<p>[大田区] 副区長 川野正博 副区長 清水耕次 区議会副議長 勝亦聡 交通臨海部活性化特別委員会委員長 高山雄一 交通臨海部活性化特別委員会副委員長 黒沼良光</p> <p>[世田谷区] 副区長 宮崎健二 副区長 岡田篤 区議会副議長 板井斎 公共交通機関対策等特別委員会委員長 中村公太郎 公共交通機関対策等特別委員会副委員長 田中優子</p> <p>[杉並区] 副区長 吉田順之 区議会副議長 中村康弘 道路交通対策特別委員会委員長 奥田雅子 道路交通対策特別委員会副委員長 小林ゆみ</p> <p>[練馬区] 副区長 黒田叔孝 区議会副議長 西野こういち 交通対策等特別委員会委員長 内田ひろのり 交通対策等特別委員会副委員長 かしままさお</p> <p>[板橋区] 副区長 橋本正彦 区議会副議長 なんば英一 都市建設委員会委員長 いわい桐子 都市建設委員会副委員長 五十嵐やす子</p> <p>[北区] 副区長 内田隆 区議会副議長 稲垣浩 建設委員会委員長 大沢たかし 建設委員会副委員長 本田正則</p>
--	--

エイトライナー促進協議会会員名簿

(平成30年7月25日現在)

<p>[会長] 世田谷区長 保坂展人</p> <p>[副会長] 大田区長 松原忠義 杉並区議会議長 大熊昌巳 練馬区議会議長 福沢剛</p> <p>[会計監事] 板橋区長 坂本健 北区議会議長 榎本はじめ</p> <p>[理事] 大田区議会議長 岸田哲治 世田谷区議会議長 三井みほこ 杉並区長 田中良 練馬区長 前川燿男 板橋区議会議長 大野はるひこ 北区長 花川與惣太</p>	<p>[大田区] 副区長 川野正博 副区長 清水耕次 区議会副議長 勝亦聡 交通臨海部活性化特別委員会委員長 高山雄一 交通臨海部活性化特別委員会副委員長 黒沼良光</p> <p>[世田谷区] 副区長 宮崎健二 副区長 岡田篤 区議会副議長 板井斎 公共交通機関対策等特別委員会委員長 中村公太郎 公共交通機関対策等特別委員会副委員長 田中優子</p> <p>[杉並区] 副区長 吉田順之 区議会副議長 中村康弘 道路交通対策特別委員会委員長 奥田雅子 道路交通対策特別委員会副委員長 小林ゆみ</p> <p>[練馬区] 副区長 黒田叔孝 区議会副議長 西野こういち 交通対策等特別委員会委員長 内田ひろのり 交通対策等特別委員会副委員長 かしままさお</p> <p>[板橋区] 副区長 橋本正彦 区議会副議長 なんば英一 都市建設委員会委員長 いわい桐子 都市建設委員会副委員長 五十嵐やす子</p> <p>[北区] 副区長 内田隆 区議会副議長 稲垣浩 建設委員会委員長 大沢たかし 建設委員会副委員長 本田正則</p>
--	--

幹事会名簿

(平成30年4月1日現在)

常任幹事

大田区	まちづくり推進部長	齋藤 浩一
世田谷区	道路・交通政策部長	小山 英俊
杉並区	都市整備部長	渡辺 幸一
練馬区	技監 都市整備部長事務取扱	宮下 泰昌
板橋区	都市整備部長	安田 智
北区	土木部長	佐藤 信夫

幹 事

大田区	公共交通企画担当課長	山田 誉
	副参事（新空港線担当）	遠藤 彰
世田谷区	交通政策課長	堂下 明宏
杉並区	交通施策担当課長	山川 浩
練馬区	交通企画課長	野中 聡
板橋区	都市計画課長	内池 政人
北区	土木部参事 土木政策課長事務取扱	岩本 憲文

平成29年度 活動実績報告

1. エイトライナー促進協議会第24回理事会・総会の開催

- 開催日等 平成29年7月26日(水) 練馬区立区民・産業プラザ
- 内 容 ①平成28年度活動実績及び決算の承認
- ②平成29年度事業計画及び予算の決定
- ③報告「区部周辺部環状公共交通整備の意義・必要性について」
練馬区都市整備部交通企画課長
- ④講演「交通政策審議会答申とエイトライナーの課題」
東京大学大学院工学系研究科 教授 加藤 浩徳 氏

2. 実現に向けた調査研究

エイトライナー促進協議会、メトロセブン促進協議会及び東京都で構成する都区連絡会において、既往の調査結果の内容等を踏まえた実態把握調査と中量軌道等候補システムの諸元の整理を行った。

また、交通政策審議会答申第198号において示された課題について、具体的かつ迅速に解決していくため、活動方針（今後の調査実施計画）及び検討体制（協議会設置要綱の改正）を検討した。

【議案第3号】

平成29年度 歳入・歳出決算報告

エイトライナー促進協議会

会長 保坂 展人

(単位：円)

《歳入》

科目	予算額	決算額	増減	摘要
①分担金	1,800,000	1,800,000	0	1区30万円
②諸収入	0	71	71	預金利息
③繰越金	8,099,293	8,099,293	0	
合計	9,899,293	9,899,364	71	

《歳出》

科目	予算額	決算額	増減	摘要	
事業費	6,300,000	2,114,447	△ 4,185,553		
内 訳	①総会	200,000	120,447	△ 79,553	
	②研修会	100,000	50,000	△ 50,000	
	③啓発活動	1,000,000	129,600	△ 870,400	ホームページ保守管理等
	④研究活動	5,000,000	1,814,400	△ 3,185,600	調査委託料
⑤事務費	50,000	3,348	△ 46,652	振込手数料等	
⑥予備費	3,549,293	0	△ 3,549,293		
合計	9,899,293	2,117,795	△ 7,781,498		

《歳入・歳出決算》

歳入決算額	9,899,364
歳出決算額	2,117,795
繰越金	7,781,569

会 計 監 査 報 告

監査の対象 : 平成29年度エイトライナー促進協議会歳入歳出決算

1. 平成29年4月1日から平成30年3月31日に至るエイトライナー促進協議会の収支についての会計監査を、平成30年6月29日に実施いたしました。
2. 本協議会の収支については、関係書類の閲覧及び照会、責任者に対する質問による監査の結果、公正妥当なものと認めました。

平成30年 6月29日

エイトライナー促進協議会会計監事
板橋区長 坂本 健



エイトライナー促進協議会会計監事
北区議会議長 榎本 はじめ



平成30年度 事業計画

1. 理事会・総会の開催

開催日 平成30年7月25日（水）
会 場 セシオン杉並
(杉並区梅里1-22-32)
理事会：第6・7集会室
総 会：第8・9・10集会室

2. 区部周辺部環状公共交通の実現に向けた今後の対応について

第198号答申における「区部周辺部環状公共交通の新設」の実現に向け、エイトライナー促進協議会、メトロセブン促進協議会及び東京都は、三者で構成する都区連絡会において、調査実施計画に基づき、平成30年度は交通流動の実態把握等を行う。

3. エイトライナー促進協議会の活動方針について

エイトライナー促進協議会は、都区連絡会で行った、区部周辺部環状公共交通の交通流動等の現状把握調査結果をふまえ、エイトライナー導入について引き続き検討を行う。

【議案第5号】

平成30年度 歳入・歳出予算

1 内訳

(単位：円)

《歳入》

科目	30年度予算	29年度予算	増減	摘要
分担金	1,800,000	1,800,000	0	
諸収入	0	0	0	預金利息
繰越金	7,781,569	8,099,293	△ 317,724	
合計	9,581,569	9,899,293	△ 317,724	

《歳出》

科目	30年度予算	29年度予算	増減	摘要	
事業費	6,300,000	6,300,000	0		
内 訳	総会	200,000	200,000	0	
	研修会	100,000	100,000	0	講演会等
	啓発活動	1,000,000	1,000,000	0	ホームページ保守管理委託(H30.4.1契約) パンフレット改定・印刷契約(H30.7.10契約)等
	研究活動	5,000,000	5,000,000	0	調査委託等
事務費	50,000	50,000	0	図書購入、雑費等	
予備費	3,231,569	3,549,293	△ 317,724		
合計	9,581,569	9,899,293	△ 317,724		

2 分担金金額

1区 30万円

3 納入期限

平成30年8月31日

平成29年度

エイトライナー促進協議会 活動報告

《区部環状公共交通》

実態把握調査結果

および

中量軌道システム等の整理について

交通政策審議会答申 第198号(平成28年4月)

区部周辺部環状公共交通の新設



「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」



意義

- ・環状七・八号線沿線地域間相互の環状方向のアクセス利便性の向上を期待。

課題

- ・事業性に課題があるため、関係地方公共団体において、**事業計画**について十分な検討が行われることを期待。
- ・また、高額な事業費が課題となると考えられることから、**需要等も見極めつつ中量軌道等の導入**や整備効果の高い**区間の優先整備など整備方策**について、検討が行われることを期待。

平成29年度調査の目的と概要

<目的>

交通政策審議会答申第198号で挙げられた区部環の意義と事業化に向けた課題解決のため、現在の区部周辺部環状地域の交通流動を把握等

<概要>

1. 主要な交通目的である通勤・通学の概況を把握

⇒平成27年国勢調査により、**検討対象9区を発着とした流動整理**

*検討対象9区：区部周辺部環状地域（江戸川区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、練馬区、杉並区、世田谷区、大田区）

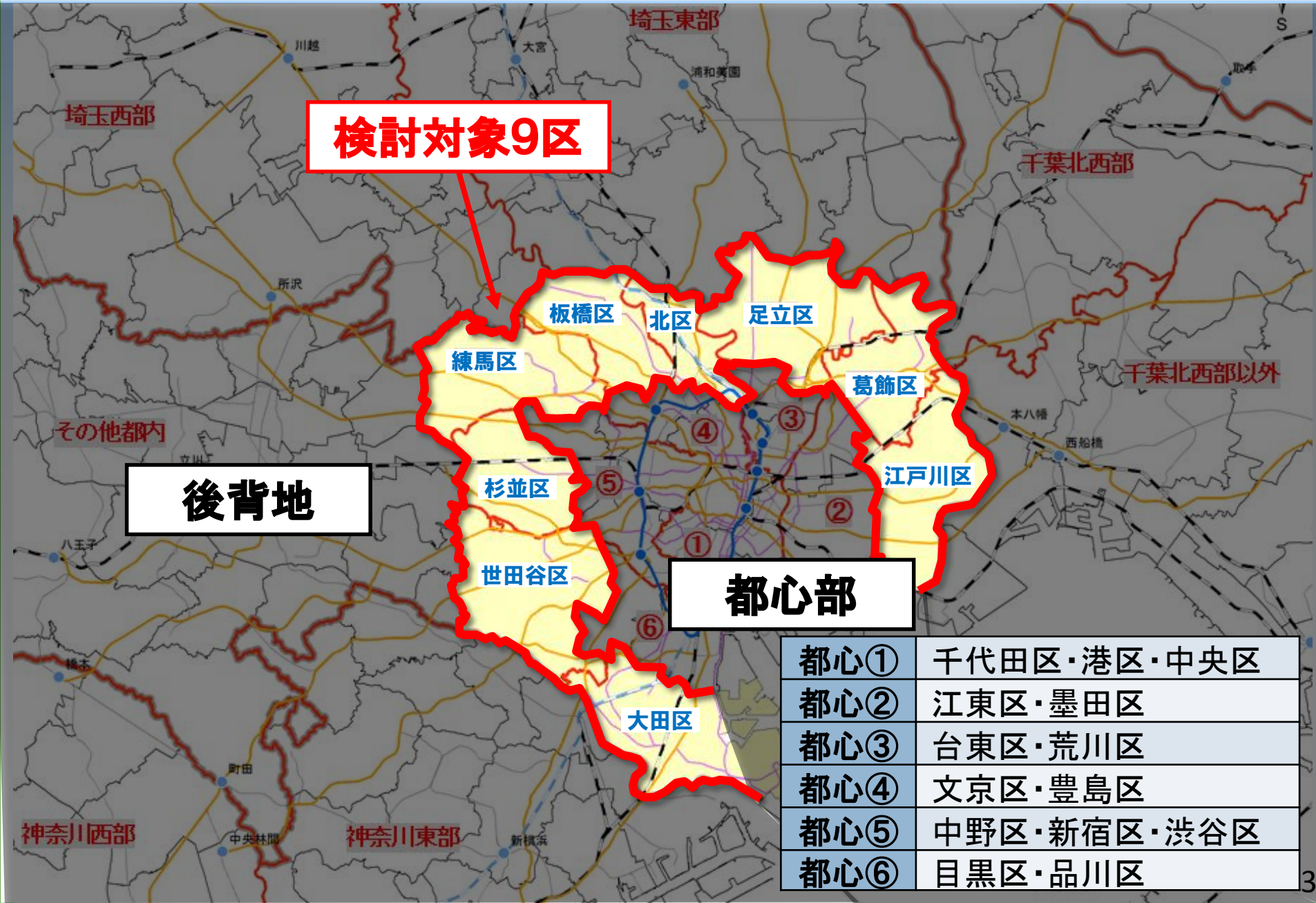
2. 公共交通サービスである鉄道・バス交通の実態を把握

⇒想定結節駅の端末交通手段分担率及び環状方向のバスの輸送力より、**区部環状方向への需要を概括的に確認**

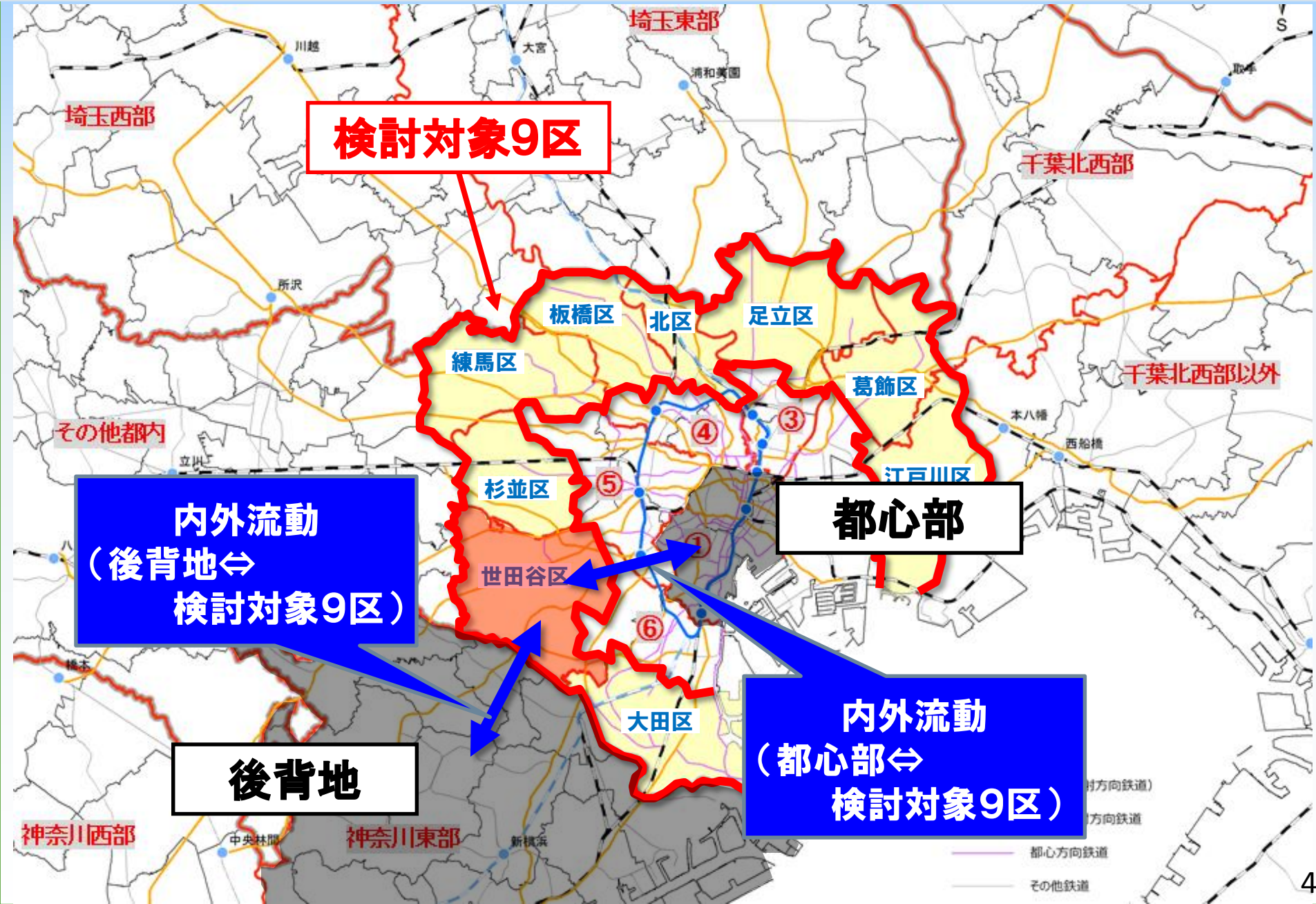
3. 中量軌道等導入システムの諸元の整理

⇒既往文献より、**各交通システムの輸送特性を把握**

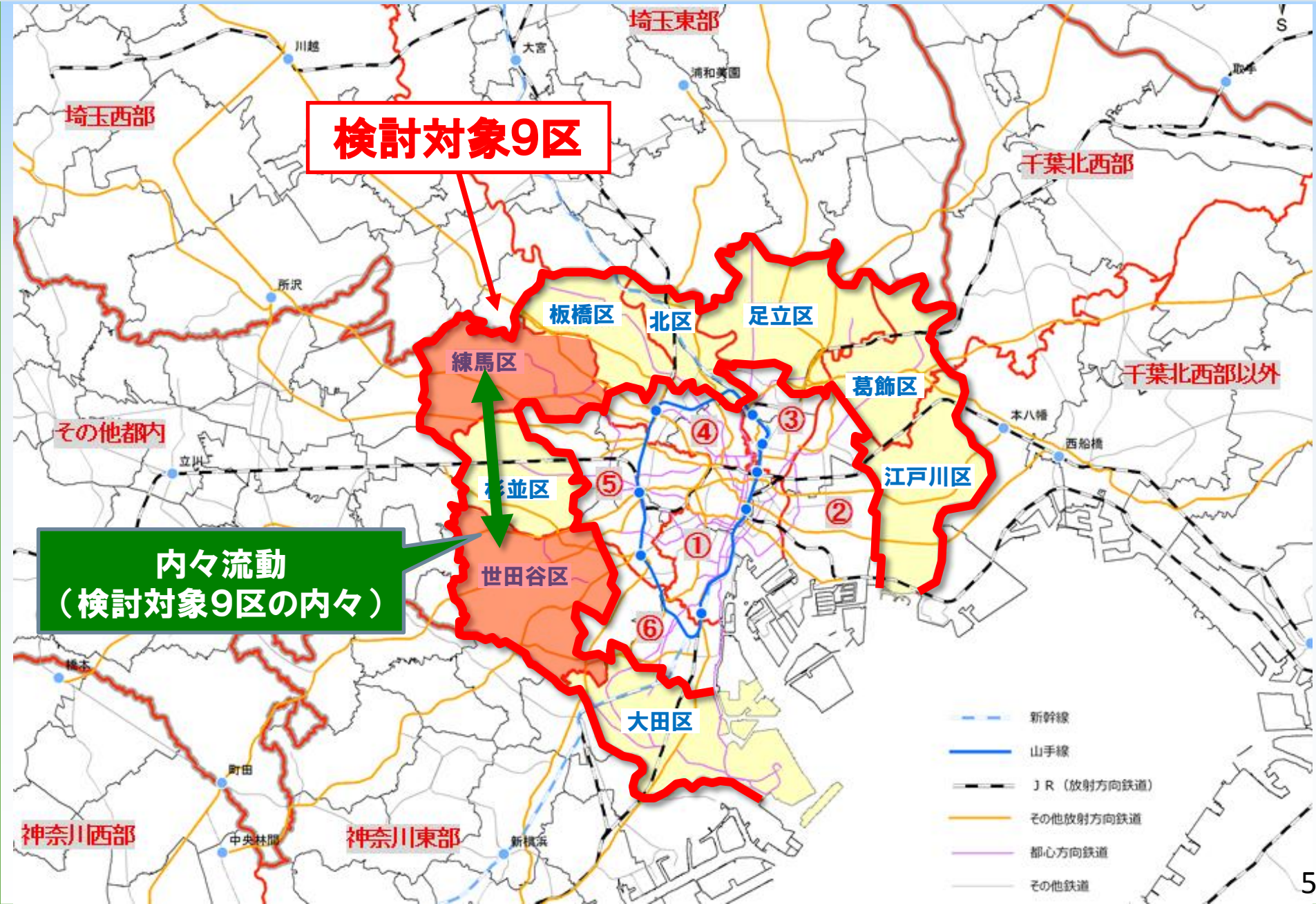
集計に当たっての地域区分



集計に当たっての地域区分



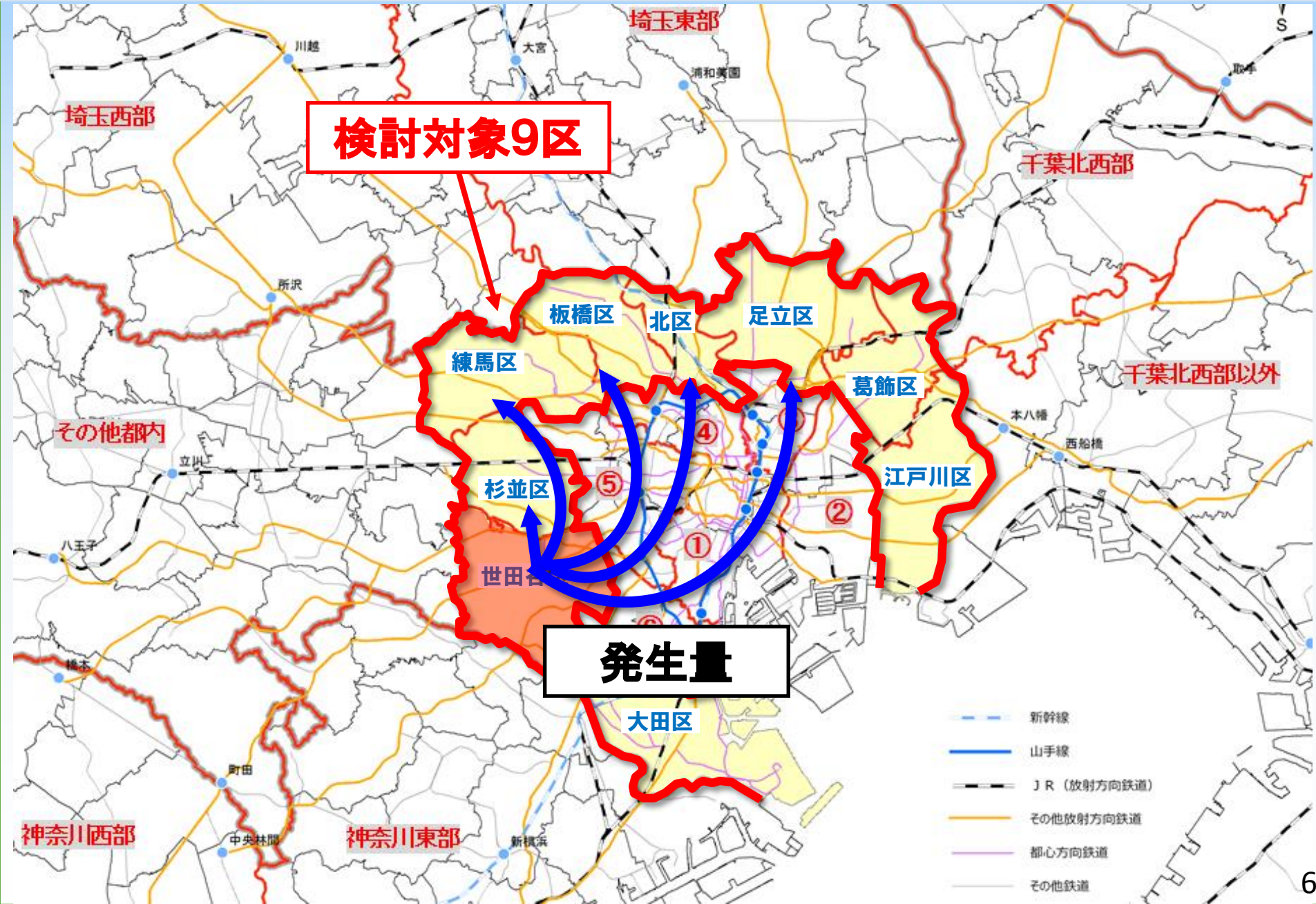
集計に当たっての地域区分



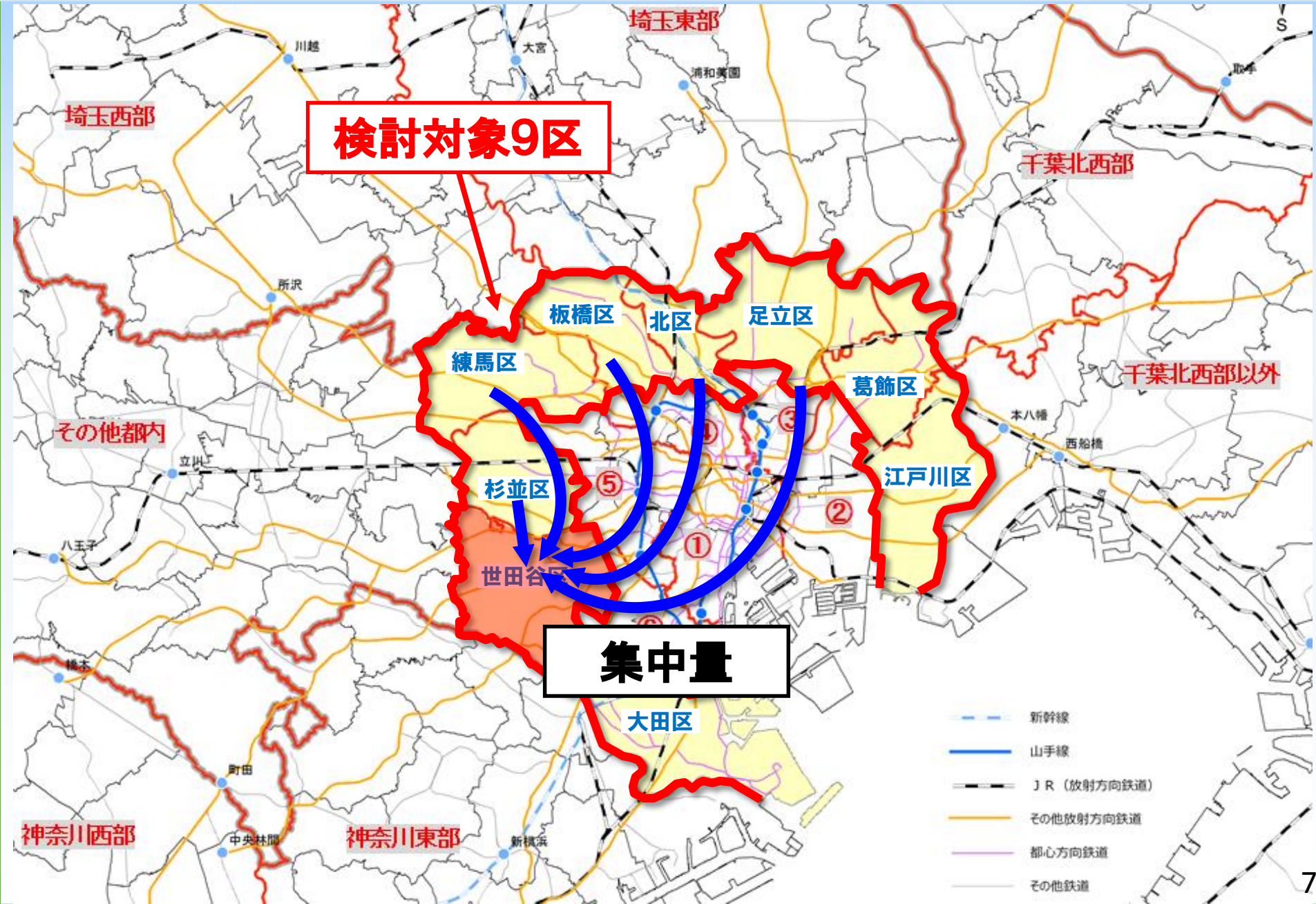
集計に当たっての地域区分



集計に当たっての地域区分



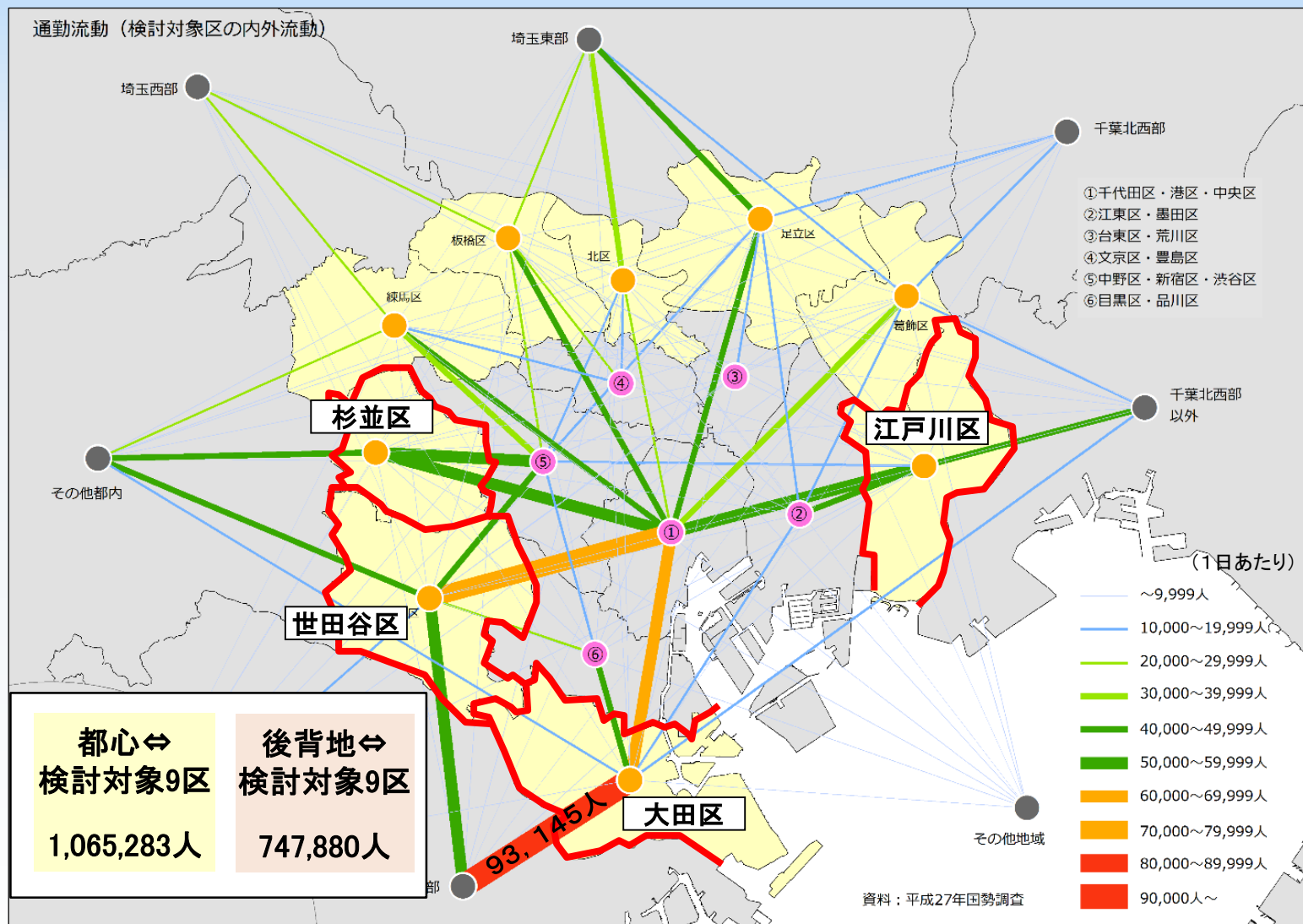
集計に当たっての地域区分



調查結果

1. ①通勤目的における検討対象9区の内外流動

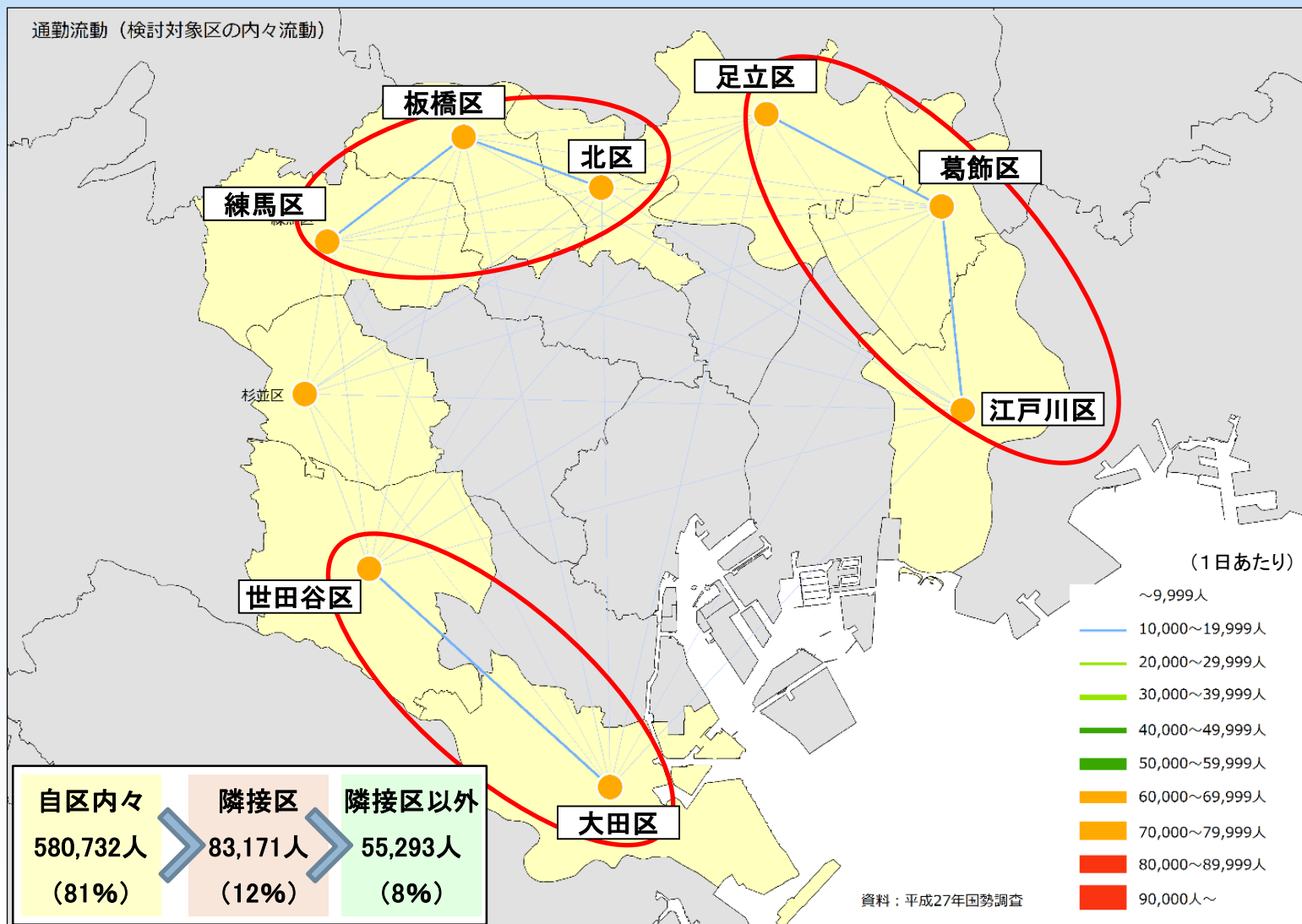
検討対象9区の内外流動は、大田区、世田谷区、江戸川区、杉並区等で
大きい流動が確認された。



* 通学については、通勤と同様の傾向がみられた

1. ②通勤目的における検討対象9区の内々流動

検討対象9区の内々流動は内外流動と比較して相対的に低い。ただし、江戸川区⇔葛飾区、葛飾区⇔足立区等の一部区間で1~2万人程度の流動が確認された。



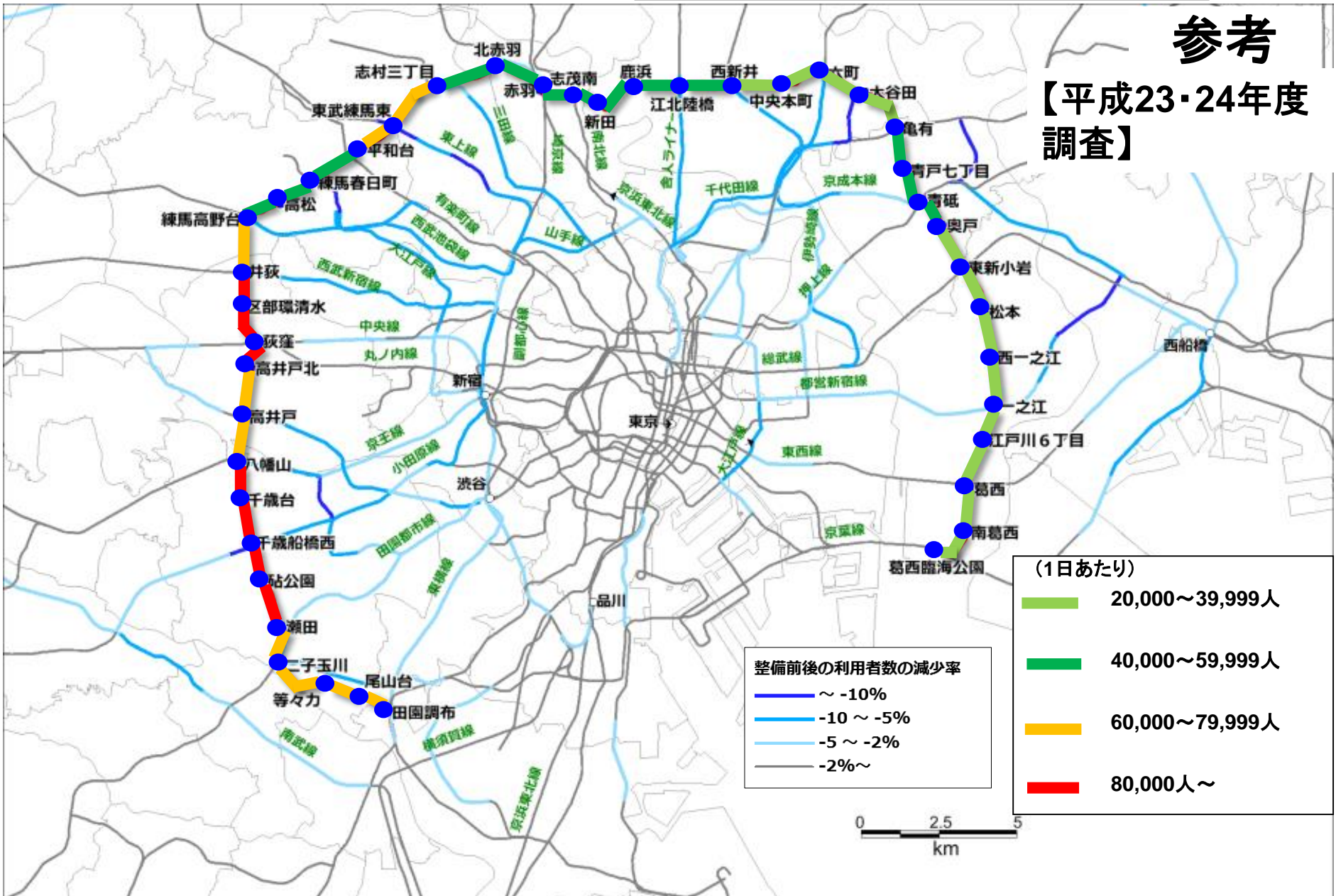
* 通学については、杉並区⇔世田谷区、世田谷区⇔大田区で一定の流動を確認

混雑の分散化、遅延の拡大抑止

環状路線だけでなく、混雑率の高い路線でも利用者数が減少する
 ⇒ 混雑の分散化により遅延の拡大を抑止する効果も発揮できる

参考

【平成23・24年度調査】



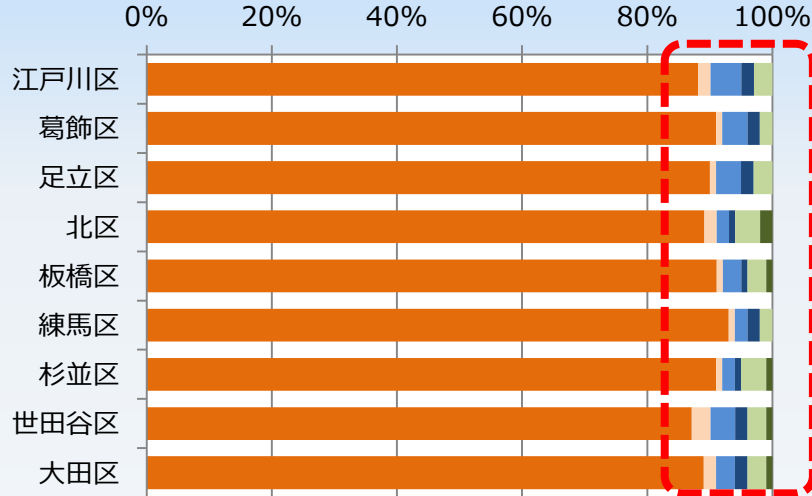
「需要予測結果の利用者数」および「開業前後の主要交通の利用者数の変化」

2. ①交通手段分担率

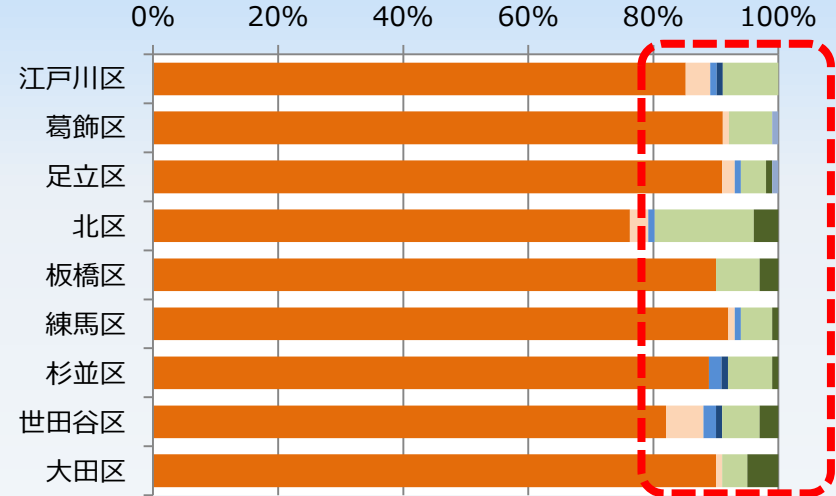
検討対象9区内々の交通手段は、鉄道利用が中心となっているが、都心方向と比較して自動車、二輪(バイク、自転車)、バスの分担率が高い傾向にあることが確認された。

■鉄道 ■バス ■自動車 ■二輪 ■自転車 ■徒歩 ■その他

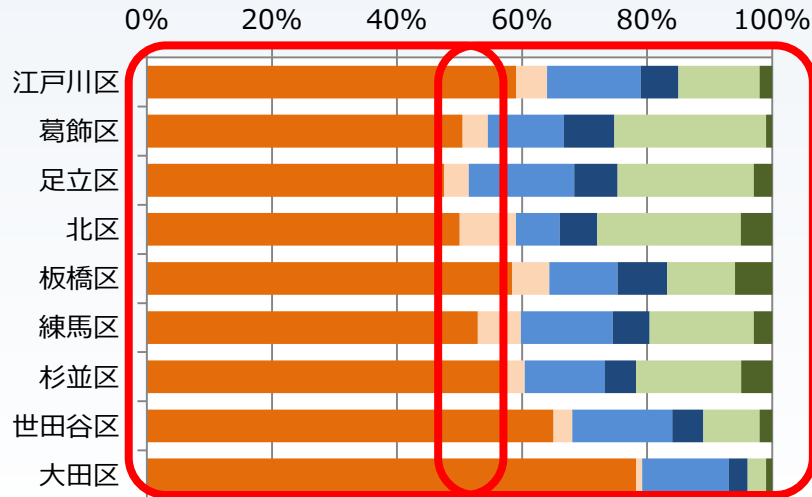
【通勤: 都心方向への内外交通(発生)】



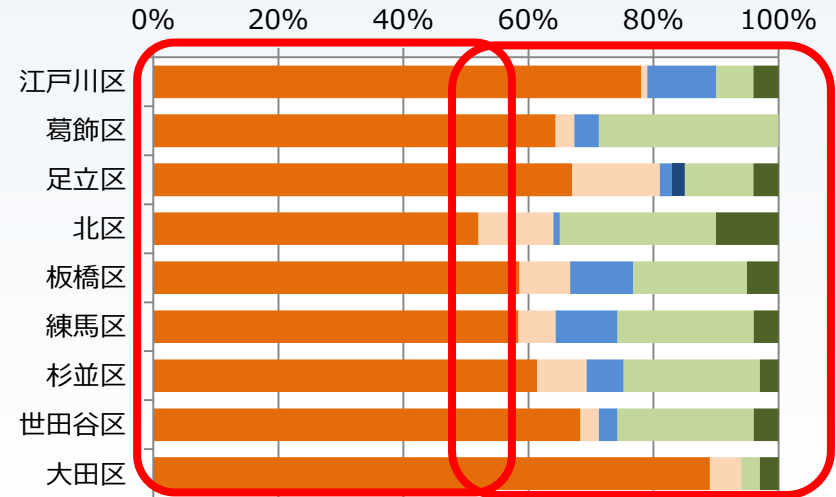
【通学: 都心方向への内外交通(発生)】



【通勤: 検討対象9区の内々交通(発生)】



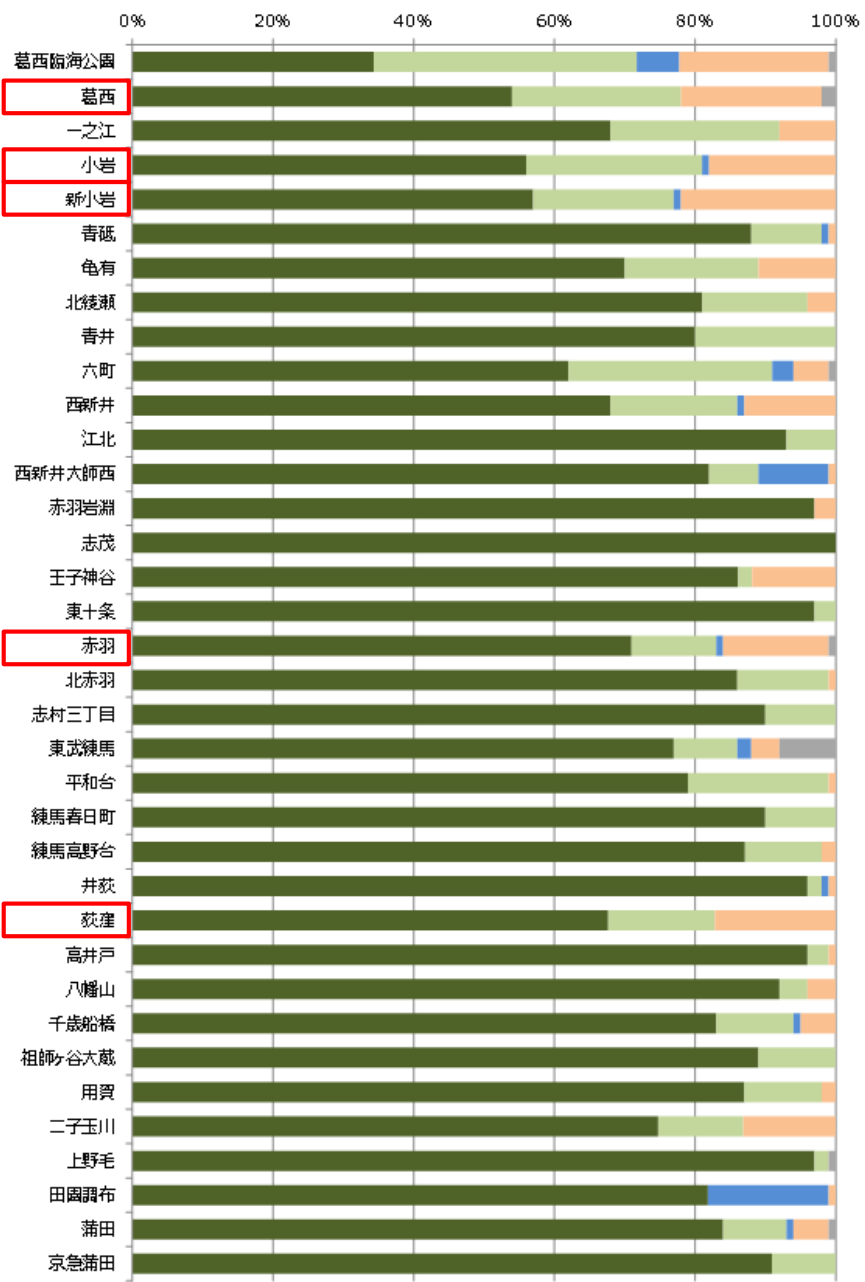
【通学: 検討対象9区の内々交通(発生)】



* 通学目的や集中交通量についても同様の傾向

資料: 第5回東京都市圏パーソントリップ調査(H20)をもとに作成

2. ② 想定結節駅の端末交通手段分担率



■ 徒歩 ■ 二輪 ■ 自動車 ■ バス ■ その他

広域拠点*となる想定結節駅等では、駅端末交通手段としてのバス利用が多くみられる。

* 東京都「都市計画区域マスタープラン(H26.12)」に基づく生活拠点の位置付け

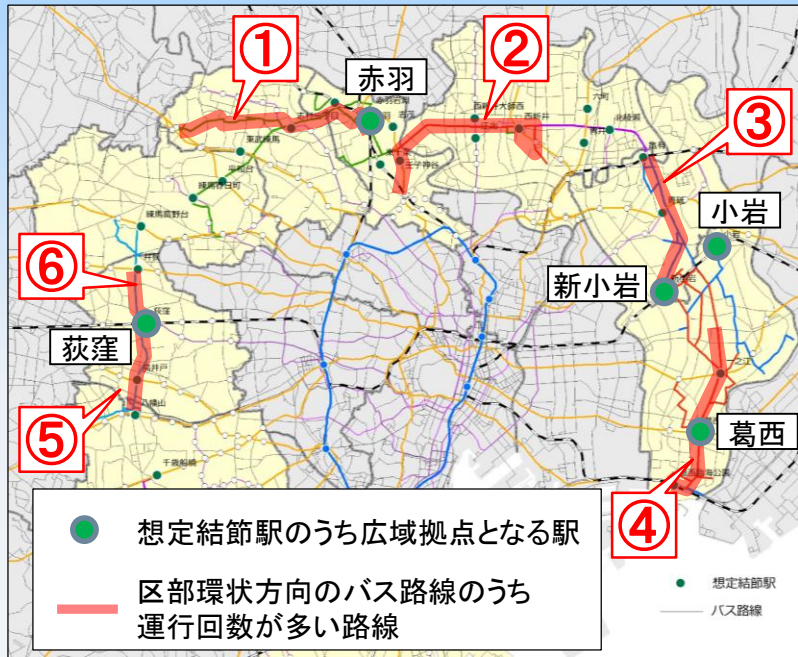
【想定結節駅におけるバス利用者が多い駅】

駅名	乗車人員 (人/日)	バス 分担率 (%)	(参考値) バス利用者数 (人/日)
葛西	48,171	20	約9,600
小岩	60,228	18	約10,800
新小岩	91,818	22	約20,200
赤羽	394,825	15	約59,200
荻窪	136,859	17	約23,300

※集計対象は鉄道定期券利用者のみ
 ※駅端末のバス利用者数が多い5駅を抽出
 ※参考値は、乗車人員×端末バス分担率(鉄道定期券利用者の分担率)であり、非定期の分担率を考慮していない

資料: 第12回大都市交通センサス(H28)

2. ③環状方向のバスの輸送力



①赤02・84(国際興業) 平日運行回数:
113.5回/日



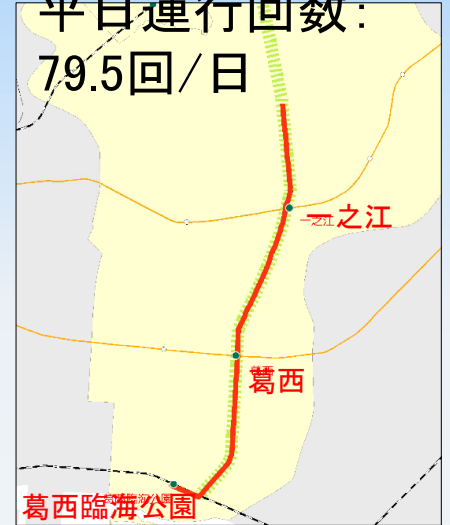
②王49(都営) 平日運行回数:
87.0回/日



③新小58(京成タウンバス)
平日運行回数:75.0回/日



④臨海28甲(都営)
平日運行回数:
79.5回/日



⑤荻54・58(関東)
平日運行回数:
142.5回/日



⑥荻12(西武)
平日運行回数:
113.5回/日

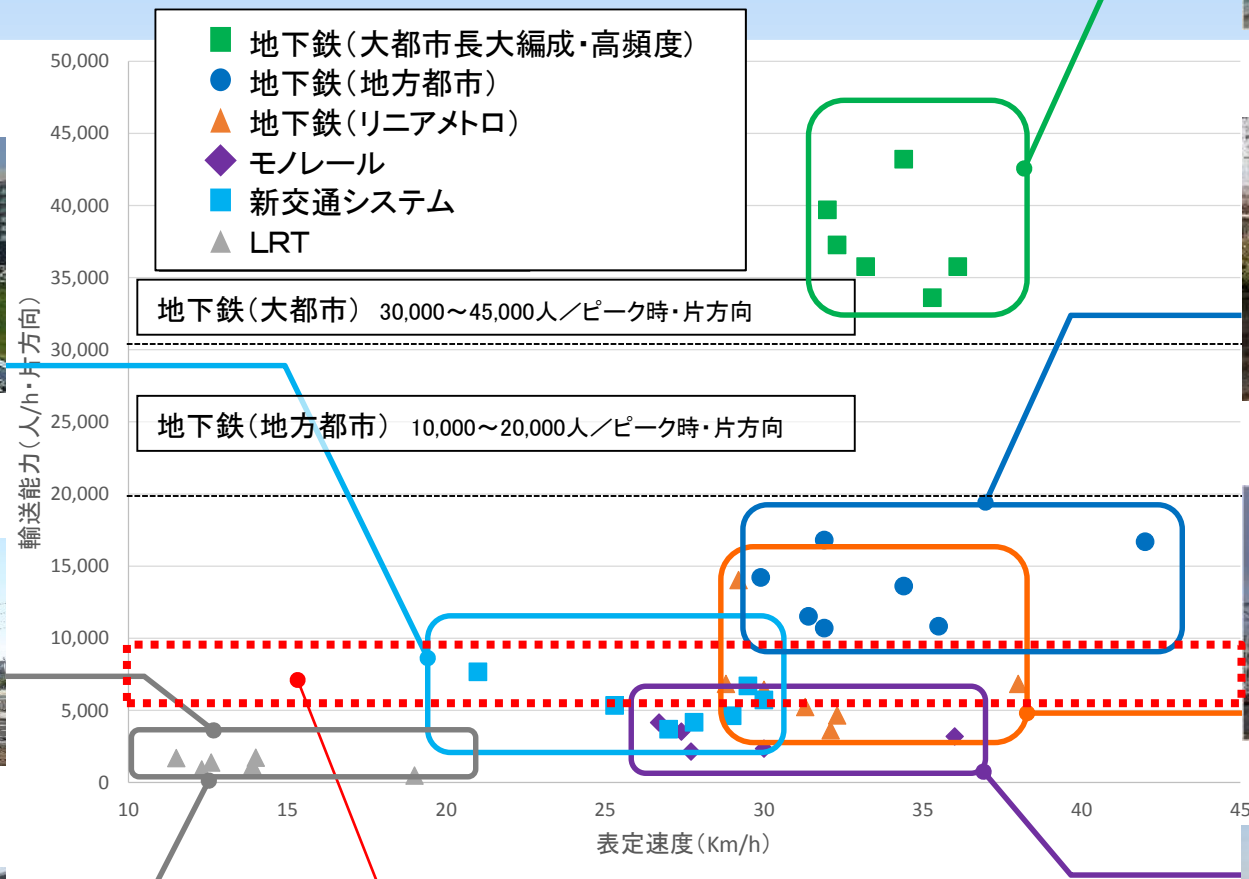


資料: 運行回数は各事業者の時刻表をもとに整理(運行回数は(上り運行本数+下り運行本数)÷2とした)

3. ①導入候補システムの比較

【実用化されている国内交通システムの輸送力(実績)】

資料: 車両定員数 × ピーク時運行本数



地下鉄(大都市)
* 平均駅間 1.2km



地下鉄(地方都市)
* 平均駅間 1.1km



地下鉄(リニア)
* 平均駅間 1.0km



モノレール
* 平均駅間 1.0km



新交通システム
* 平均駅間 0.9km



LRT
* 平均駅間 0.4km



BRT

中量軌道システム 5,000~10,000人/ピーク時・片方向

ま と め

4. まとめ

1. 日常的な基本交通である通勤・通学の概況を把握

- 通勤・通学は、内外流動が中心。その中で、大田区、世田谷区、江戸川区、杉並区等で大きい流動が確認された。
- 関係9区の内々流動は、江戸川区⇔葛飾区、葛飾区⇔足立区等の一部区間で1～2万人程度の流動が確認された。

⇒ **沿線区内における最寄駅への端末交通など区部環状方向の流動を整理する必要がある**

2. 公共交通サービスである鉄道・バス交通の実態を把握

- 通勤・通学の都心方向の交通手段は鉄道の分担割合が大きいが、検討対象9区内々の交通手段は自動車やバス等の分担割合が大きい傾向。
- 赤羽駅や荻窪駅など東京都「都市計画区域マスタープラン」で位置付けている広域拠点では、他の想定結節駅と比べ、駅端末交通手段としてバスの利用が高い傾向。
- 区部環方向に既存バス路線が存在する。

⇒ **区部環状方向への需要を確認**

3. 中量軌道等導入システムの整理

⇒ 需要特性や輸送力等に応じた**交通システムを適切に選択する必要がある**

5. 平成30年度調査に向けて

平成20年東京都市圏PT調査結果の分析により、交通流動特性の把握を行い、詳細に区部環状方向への需要を把握する

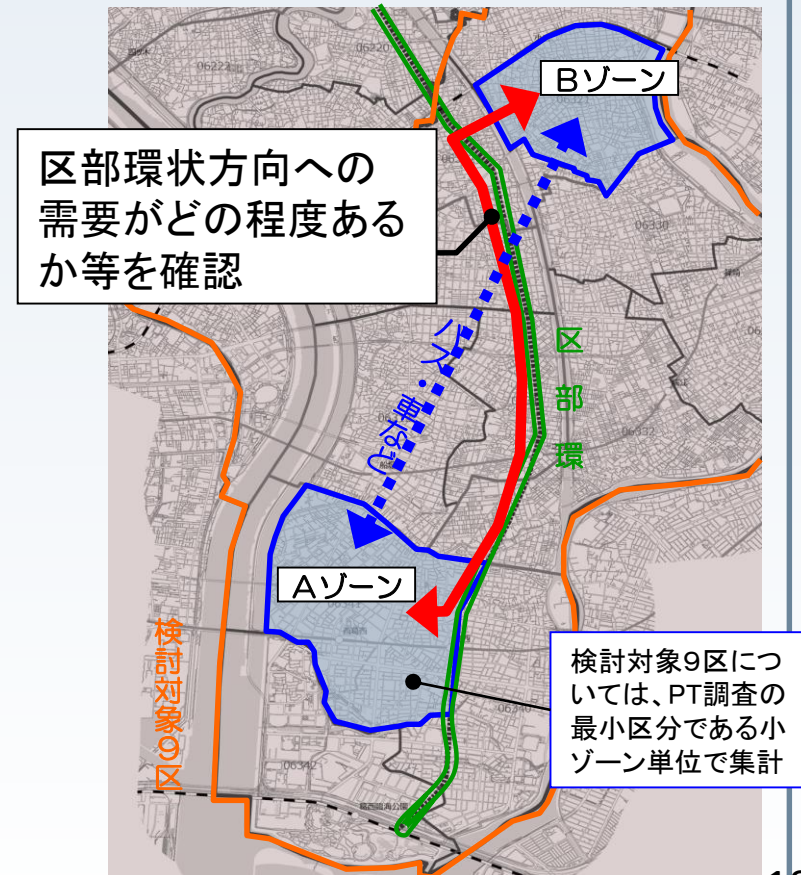


【平成30年度調査予定項目】

○検討対象9区における交通流動の把握

- ・調査地域 : 検討対象9区の内々流動及び内外流動
- ・分析区分 : 目的別(通勤・通学・業務・私事)
手段別(鉄道・バス・自動車・2輪・自転車・徒歩)
- ・ゾーン区分 : 小ゾーン単位で集計

■集計・分析イメージ(一例)



6. 今後の流れ

○これまでの検討結果等を踏まえ、コスト縮減案の検証（地下鉄系システム）や中量軌道の精査等について検討を行っていく

○中量軌道の精査

○コスト縮減案の検証（地下鉄系システム） *スマートリニアの検討の深度化

【平成29年度】

○通勤・通学流動の把握（国勢調査）
○公共交通サービス実態（バス、鉄道）

○中量軌道等導入システムの諸元等整理

【平成30年度】

○交通流動の把握（PT調査）

【平成31年度～】

- ・需要特性の精査
- ・交通システムのあり方（再検証）
- ・事業計画の精査
- ・段階整備案の整理（再検証）
- ・需要予測、収支採算性 など



＜区部環としての導入システムの再検証＞
コスト縮減案の検証結果や中量軌道の精査等を踏まえた取組方針の整理

お わ り